

ウェブ調停手続説明書

(1) アドホック調停の説明

当事務所が実施する私的調停には以下のような特徴があります。

- ・ 和解を目指す手続ですので、主張・立証活動をもとに当事者が主張する事実の認定をする手続ではなく、実態解明よりも当事者の紛争の迅速な解決を目的とする手続です。
- ・ そのため、時間をかけるのではなく、迅速に解決することが求められます。当事務所では、平均3回の期日、2～3か月で解決することを目指しています。
- ・ そのため、当事者には期日での十分な話し合い、期日間の準備や打合せを頻繁にさせていただく必要があります。
- ・ 最終的な解決は当事者による和解契約の締結になります。

(2) ウェブ調停の説明

- ・ 当事務所のウェブ調停は、ウェブ環境（当事務所は現在のところ Zoom 又は Skype を利用しています。）でアドホックに裁判外で調停を行うものです。
- ・ 調停が成立するには、当事者が和解に合意する必要があります。
- ・ 和解は裁判外の通常の和解契約ですので執行力はありません。
- ・ 当事務所のウェブ調停は、申立人・相手方双方に弁護士代理人が就いている場合に限り、申立ても代理人弁護士から受け付けます。
- ・ 以下の申立て案件は取り扱うことができませんので、ご了解ください。
 - ① 当事務所と利益相反があるかその可能性のある事案
 - ② 当事務所が調停になじまないと考える事案
 - ③ その他、当事務所の判断でお断りすることが適当だと考える事案
- ・ 調停のためのウェブ環境は申立人及び相手方で設定してください。

(3) ウェブ調停の手続の流れ

ウェブ調停の手続の流れは以下の通りです（①→②→③→④→⑤又は⑥）。

- ① 申立代理人からの申立て（申立書及び資料の提出）
- ② 相手方の調停参加の受託（相手方代理人からの連絡によります）
- ③ 調停期日（ウェブ環境での調停）－ 双方対席の場合と一方当事者のみの参

加の場合があります。

- ④ 調停期日及び期日間で主張と資料の提出が必要となる場合があります。
- ⑤ 双方が和解に合意すれば和解契約の提案と締結
- ⑥ 和解が不調になった場合は不調による終了となります。

(4) 申立てに必要な書類

- ① 申立書
- ② 委任状
- ③ 法人の場合は登記簿謄本又は代表者資格証明書
- ④ 申立書に記載した事実を補足する主張書面と証拠